



## 朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

### 今月のNEWS(全般)

NEWS1. メンタルヘルス対策義務化

NEWS2. 書籍の紹介 Steve Jobs

NEWS3. (税務) 事業承継



### NEWS1. (メンタルヘルス)

仕事上のストレスが原因でうつ病などになる人が増えるなか、厚生労働省は事業者に対し、すべての従業員にストレスに関する検査を受けさせるなどのメンタルヘルス対策を義務づけることを決め、今の臨時国会に法律の改正案を提出することとなりました。

厚生労働省から示された法改正案では、事業者がメンタルヘルス対策を義務づけ、医師や保健師が行うストレスに関する検査をすべての従業員に受けさせることとしています。さらに従業員の希望により専門の医師の診察を受けさせるほか、医師の助言により、勤務時間短縮や部署変更等の改善策を取ることも求められています。

仕事上のストレスでうつ病などになり、労災を申請する人は年々増加し、昨年度、労災を申請した人は過去最多の1181人と、10年前のおよそ6倍に上っています。一方で、従業員がうつ病などにかかるのを防いだり、重症化を食い止めるため何らかの対策をとっていたのは、去年の時点で調査した企業の半数程度と企業のメンタルヘルス対策が課題となっていました。

厚生労働省は、今の臨時国会に労働安全衛生法の改正案を提出し、早ければ来年の秋から実施したいとし、「規模の小さな会社ほど専門的なスタッフがいないなどといった理由からメンタルヘルス対策が遅れている。今回の法改正によって、精神的な不調に陥る労働者の増加に歯止めをかけたい」としています。

職場のメンタルヘルスに対する対策は企業の競争力維持のためにも不可欠であるといえるでしょう。

### NEWS2. (書籍の紹介)

#### “Steve Jobs”

2011年10月5日に亡くなったアップルの創業者:スティーブ・ジョブズ氏の伝記。2巻構成で、11月にはⅡが発売されます。

カリスマ経営者の真似のできない発想や行動には驚かされます。

最初の生い立ちの頃は興味深く読めましたが、コンピュータに関する知識が追いつかず、専門用語が少々難解でしたので、1年ほど前に読んだ

#### “スティーブ・ジョブズ 驚異のプレゼン—人々を惹きつける18の法則”

のほうが圧倒的に読みやすかったです。

ジョブズ氏のプレゼンはどこが凄いのか? どうして聴衆を熱狂させることができるのか? が説明されています。

アナログで作成し、何度も練習し、シンプルに相手に伝える。氏ほどの天才でも努力を重ねていることが書かれており、少しだけほっと? します。「シンプルでメッセージ性のある言葉を情熱的に伝える」「頂点に立つ人は、努力が他人より多いという程度でもずっと多いという程度でもない。圧倒的に多いのだ」



**情報会員募集中** 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。

お申し込み・ご質問等は、[info@asahitax.or.jp](mailto:info@asahitax.or.jp) または下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先:朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480

西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850

## Question

そろそろ引退して、事業を譲りたいと考えています。事業承継の方法にはどのような形がありますか？また、弊社では、息子に事業を継がせたいと考えていますが、税務上はどのような点に留意したらよろしいでしょうか？

## Answer

## 1. 事業承継の形

事業承継の形は大きく分けて以下の3つに分類されます。

近年では、親族内承継が減少し、M&A等外部の者への承継が増加傾向にあります。

- ① 息子さん等への親族内承継
- ② 社内の従業員等への親族外承継
- ③ 企業外部者へのM&A



## 2. 税務上の留意点

早い段階で専門家に相談し、長期的な視点から対策を行う必要があります。

また、以下に留意する事で、場合によっては納税額を大幅に抑える事が可能となります。

- ① 暦年課税と相続時精算課税をどのように選択するか
- ② 非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度等の特例措置の適用

## 【解説】

## &lt;非上場株式等の相続税・贈与税の納税猶予制度&gt;

・概要 必要な要件を満たす場合に、相続、贈与等により後継者が取得した非上場株式の一定部分につき、課税価格の80%に対応する部分の納税が猶予されます。また、猶予された税額は一定に場合、必要な手続きを行うことで納付が免除されます。

・ポイント 「事前届け出が必要とされます。お早めにご相談ください。」

## ①株式取得前

「中小企業における経営の承継に円滑化に関する法律」に基づき、計画的な事業承継に係る取組を行っていることについて「経済産業大臣の確認」を受ける必要があります。

## ②株式取得後

同法律に基づき、会社の要件、先代経営者(贈与者)の要件及び経営承継受贈者の要件を満たしていることについて「経済産業大臣の認定」を受ける必要があります。

## ③認定取得後

申告期限までに、当該特例を受ける旨を記載した申告書、一定の書類の提出及び担保の提供をする必要があります。

(暦年課税と相続時精算課税の選択にポイントについては、2010年2月発行の朝日だよりをご参照下さい。)

## 根拠条文等

租税特別措置法 70の7、70の7の2、70の7の3、70の7の4

租税特別措置法施行令 40の8、40の8の2

租税特別措置法施行規則 23の9、23の10

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480

西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850